

◆荒井類 選

《蛇笏賞受賞俳人によるダジャレの一句》

キルスをば居留守に使へ春籠り 高橋睦郎

掲句にはびっくりさせられた。文化功労者にして蛇笏賞受賞俳人である高橋睦郎が、「キルス・居留守」というダジャレの一句を「今」ものしているとは。

「居留守」は旧かなで書けば「ゐるす」「キルス」となる。また、『大辞泉』によると、「**ゐ**」は、古くは [wi] の音で、「**い**」（発音 [i]）と区別されていたが、鎌倉時代以降、発音が [i] となり、「**い**」との区別がなくなった。」とある。だから「キルス」は「ウィルス」でもある。「ウィルス→居留守」というダジャレの句を詠んだら、普通の俳句結社なら主宰にどやされることだろう。

*掲句は「俳句αあるふぁ」二〇二〇年夏号「のぺらぼう」より。

《後世の人が説明なしにこの句を読んだら…》

パジャマからパジャマに着替へ豆もやし 佐藤文香

パジャマからパジャマに着替えるとはどういうことだろうか。今時の人にはわかるかもしれないが、時間がたったら、解らなくなるかもしれない。

COVID-19（所謂新型コロナウイルス感染症）蔓延の影響で、在宅勤務をする人が多くなった。報道では、部屋着の売上げが伸びたそうだ。通勤をしないのであれば、そして外出自粛で外へ出ないのであれば、パジャマのままで過ごすことになるろう。

だからといって、同じパジャマをずっと着続けているわけにはいかない。それで、「パジャマからパジャマに着替へ」ということになるのである。これはなかなか滑稽な景である。

ところで、この句の季語はなんだろうか。「豆もやし」以外には季語になり得るものは見当たらず、歳時記には「豆もやし」「もやし」は載っていなかった。これについて、どなたかご教示くだされば幸いである。（「無季の句」がいけないとは思っていない。）

*掲句は、「俳壇」二〇二〇年七月号「エアプランツの花」十句より。

《法律用語が滑稽を生む》

緋の薔薇の棘に未必の故意があり 高橋将夫

「棘が刺さって誰かを傷つけるかもしれないが、そうなってもかまわない」というのが「未必の故意」である。「緋の薔薇の棘」の擬人化と、法律用語「未必の故意」の組み合わせで滑稽が生まれた。

未必の故意…犯罪事実が発生する可能性を認識し、かつこれを認容すること。猟銃で、鳥を撃つような場合、ヒョットしたら周囲の人に当たるかもしれないと思いつつ発砲したところ、やはり人に当たって死亡させてしまったという場合、これを故意犯としての殺人罪に問うか、業務上過失致死罪として扱うか（中略）彼にははっきりとした人殺しの故意はない。しかし、人に当たったら、当たったまでだという、ずぶとい態度は、死亡という結果の発生を認容していたものとして、普通の故意犯として取り扱われる。「ヒョットしたらの故意」とでもいう程度の故意、つまり「未必の故意」として扱われる。（『自由国民社法律用語辞典』より）。

*掲句は角川「俳句」二〇二〇年五月号・作品十六句「いのち」より。

《人生なんて「夏のカバ」と同じ…ってか》

だれそれに浮沈があつて夏のカバ 坪内捻典

河馬好きで知られる坪内捻典。夏のカバは水に浮いたり沈んだり…。ん、カバの浮き沈みは一年中じゃないか？ と思って調べたら、たとえばオカバンゴデルタで河馬が浮き沈みできるのは、五月～八月頃なのだ。さすがは坪内捻典、間違いがない。

人生の浮き沈み…、だれそれがどうしたとか、噂話がきこえてくることもある。失敗した者もあれば、うまくいっている者もあろう。「夏のカバ」と同じだよ、人生なんて。浮かんだり、沈んだり。

オカバンゴ川—アンゴラに源を発し、ボツワナのカラハリ砂漠を流れ、やがて砂漠の中へと消えていきます。オカバンゴ川源流域が一月の雨季に降った膨大な量の雨が、ボツワナにたどり着くのは乾季の五月～八月頃。川は氾濫を起こ

し、涸れ果てた大地は水で満たされ、最大で東京都の約八倍に匹敵する氾濫原が姿を現します。生物には貴重な水の恵みとなり、植物が芽を出し、ヌーやシマウマなどの草食動物が水辺に集まり、それを狙うライオンやヒョウ、チーター、ハイエナ、リカオンなどの肉食獣が徘徊し始めます。カバやワニも頻繁に水面から顔を出し、ゾウの群れが食べ物を求めて闊歩します。（「世界遺産」第237回、ボツワナ オカバンゴ・デルタ、WEBより）。

*掲句は「俳句界」二〇二〇年七月号自選三十句より。